

○宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則

昭和50年6月13日
教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地域スポーツの振興、開かれた学校づくりの推進及び施設の有効活用のため、宇都宮市立小学校及び中学校の施設(以下「学校施設」という。)を地域住民の利用に供することについて必要な事項を定めるものとする。

(平12教委規則8・全改)

(学校施設の開放)

第2条 宇都宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校教育に支障のない範囲内において学校施設を開放するものとする。

2 前項の規定により開放する学校施設は、校庭、体育館、武道場、校舎及び天体ドームとし、開放する日時は、別表第1のとおりとする。

3 開放する施設は、教育委員会が別に定める。

4 学校教育上支障のあると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、開放日時を変更することができる。

(昭58教委規則5・平12教委規則8・平14教委規則2・平19教委規則7・一部改正)

(開放に係わる責任)

第3条 この規則により学校施設を開放した場合において、当該開放に伴う学校施設の開放に係わる責任は、教育委員会が負うものとする。

(平12教委規則8・全改)

(利用の対象者)

第4条 学校施設を利用することができる者は、市内に居住し、又は本市に在勤若しくは在学する者(以下「対象者」という。)とし、原則として対象者が10人以上の団体を構成して利用する場合に許可するものとする。この場合において、児童生徒が利用するときは、監督責任者として成人が含まれていなければならない。

(利用の許可)

第5条 学校施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平12教委規則8・一部改正)

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、学校施設の利用が、次の各号の一に該当すると認めるとときは、前条の許可をすることができない。

- (1) 政治的又は宗教的活動にわたるおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 学校施設を破損するおそれがあるとき。
- (4) その他この規則の目的に反するものであるとき。

(使用料)

第6条の2 第5条の規定により学校施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、宇都宮市行政財産使用料条例(昭和39年条例第11号。以下「条例」という。)第3条の2第1号の定めるところにより、別表第2の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、上河内町及び河内町の編入の日(以下「編入日」という。)前に本市の区域内に存する学校施設については使用券をもつて當て、編入日前に上河内町又は河内町の区域内に存する学校施設については第5条第1項の許可を受ける際納付しなければならない。

3 前項の使用券の種類及び金額は、別表第3のとおりとする。

(昭58教委規則5・追加、平6教委規則3・平9教委規則6・平17教委規則1・平19教委規則7・一部改正)

(使用料の減免)

第6条の3 条例第5条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請が減免すべき正当な事由があると認めるときは、当該申請者に対し、使用料減免決定通知書を交付するものとする。

(昭58教委規則5・追加)

(使用料の不還付)

第6条の4 第6条の2第2項及び第3項の規定により納付された料金は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平6教委規則3・追加、平21教委規則9・一部改正)

(遵守事項)

第7条 利用者は、その利用に当たつては、教育委員会が別に定める事項を守らなければならない。

(昭58教委規則5・平19教委規則7・一部改正)

(許可の取消等)

第8条 利用者が次の各号の一に該当する場合は、教育委員会はその利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 第6条各号の一に該当することとなつたとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(4) その他管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定(第4号を除く。)によりその利用を停止され、又は利用許可を取り消された場合において、利用者が損害を受けることがあつても、教育委員会は、その賠償の責を負わない。

(原状回復)

第9条 利用者は、その利用が終つたとき、又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、直ちに学校施設を原状に復さなければならぬ。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により学校施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(様式)

第10条の2 この規則に規定する使用券等の様式は、別に定める。

(昭58教委規則10・追加、平19教委規則7・一部改正)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、学校施設の開放について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平19教委規則7・一部改正)

(上河内町及び河内町の編入に伴う経過措置)

2 編入日前に、上河内町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成11年上河内町教育委員会規則第2号)又は河内町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和50年河内町教育委員会規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平19教委規則7・追加)

附 則(昭和58年3月31日教育委員会規則第5号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月24日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月22日教育委員会規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月24日教育委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の宇都宮市立小、中学校施設の開放に関する規則の規定により発行されている使用券は、改正後の同規則に規定する使用券とみなす。

附 則(平成12年8月24日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成12年8月25日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成12年8月1日から適用する。

附 則(平成14年3月1日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月25日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成19年3月31日から施行する。

附 則(平成20年1月25日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月25日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平21教委規則9・全改、平27教委規則4・一部改正)

区分		開放日	開放時間
校庭	夜間開放	通年(年末年始は除く。)	午後7時から午後9時30分まで
	昼間開放	土曜日、日曜日、休日及び長期休業日(年末年始は除く。)	午前9時から午後5時まで(11月から3月までは午後4時まで)
体育館及び武道場		土曜日、日曜日、休日及び長期休業日(年末年始は除く。)	午前9時から午後9時30分まで
		月曜日から金曜日まで(休日、長期休業日及び年末年始は除く。)	午後7時から午後9時30分まで
校舎開放施設		土曜日、日曜日、休日及び長期休業日(年末年始は除く。)	午前9時から午後9時30分まで
		月曜日から金曜日まで(休日、長期休業日及び年末年始は除く。)	午後5時から午後9時30分まで
田原中学校天体ドーム		通年(年末年始は除く。)	日没から午後11時まで

備考 この表において、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を、「長期休業日」とは宇都宮市立学校の管理運営に関する規則(平成24年教育委員会規則第4号)第5条第1項第4号から第7号までに規定する休業日を、「年末年始」とは12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

別表第2(第6条の2関係)

(平26教委規則2・全改)

1 編入日前に本市の区域内に存する学校施設の校庭の夜間照明設備

校庭の種類	金額(30分当たり)
運動場	640円
テニスコート・バレーコート	320円

2 編入日前に上河内町の区域内に存する学校施設の校庭の夜間照明設備

校庭の種類	金額(1時間当たり)
野球場	1,290円
サッカー場	610円
テニスコート	430円

3 編入日前に河内町の区域内に存する学校施設の校庭の夜間照明設備

校庭の種類	金額(30分当たり)
運動場	510円

別表第3(第6条の2関係)
(平26教委規則2・全改)

使用券の種類	金額
640円券 10枚つづり	6,400円
320円券 10枚つづり	3,200円